

■ 樹木等の適切な維持管理について

◆ 道路上に樹木等を張り出さないよう、適切な維持管理をお願いします

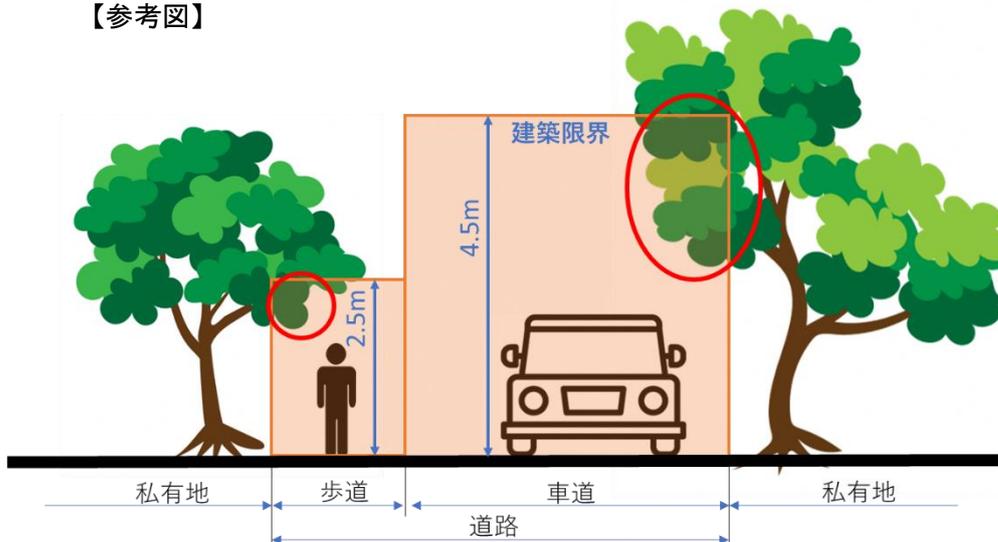
民地から樹木や植木鉢などが道路に張り出していると、歩行者や車両の通行に支障となるため、土地所有者の責任で樹木等の伐採や剪定等の適切な維持管理をお願いします。

【 関係法令 】

道路の建築限界（道路法 第30条、道路構造令 第12条）

高さについては、車道「4.5m」、歩道「2.5m」の範囲に樹木等が張り出していると「建築限界」を侵している可能性があります。

【参考図】



樹木等が道路や歩道に張り出していると次のような危険があります。

- 道幅が狭くなり安全な通行の妨げとなります。
- 車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりするおそれがあります。
- 樹木が枯れていたり、傾いている場合も風や雪などで道路に倒れる危険性があり、車両や歩行者と衝突するおそれがあります。
- 道路上に樹木等が覆いかぶさると、自動車や歩行者等の通行阻害や道路標識、カーブミラー等の道路施設を見えにくくして、事故の原因にもなりかねません。

民地にある樹木等は土地所有者の管理物です。道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、その土地所有者が責任を問われることもあります。

※民地から道路上に張り出している樹木等は、状況に応じて土地所有者に指導をさせていただきます。

※道路交通に危険が迫っている場合は、緊急措置としてやむを得ず、該当樹木等を伐採することもあります。